



核軍縮に関する国際情勢 (16)

—— 2010年NPT再検討会議に向けて ——

大阪女学院大学 教授
IPPNW大阪府支部 特別顧問

黒澤 満

2010年5月にニューヨークにおいて、4週間にわたり核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催される。これは5年に一回開かれるもので、NPTの運用を検討するとともに、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用のあらゆる側面に関して議論する場であり、今回は特に核テロ対策の問題も重視されている。

この会議を目前に控えて、本稿では、まず核を巡る現状はどうなっているのかを分析し、次に再検討会議の成功のために会議以前に取るべき諸措置を考え、最後に会議において何が問題となり、期待される成果は何かを検討する。

I 現状の分析

再検討会議を2カ月後に控えた現状は、全般的に会議の成功に向けていい状況を形成しており、これまでの再検討会議の数カ月前よりずっといい状況にあると言ってよい。それにはさまざまな要因があるが、最大のもはオバマ大統領の出現であり、国際社会における核軍縮に対する雰囲気大幅に改善し、米国のリーダーシップが大きく期待できる状況になっている。しかし、オバマ大統領の国内の人気は下降しており、米国内の保守派の巻き返しも強力であり、楽観的な予測が可能だとしても、手放しの楽観論ではなく慎重な、注意深い楽観論だと思われる。

1 オバマ大統領の出現と「核兵器のない世界」の追求

オバマ大統領は2009年4月5日のプラハにおける演説で、核兵器のない世界における平和と安全を追求すると述べ、また核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任があると述べた。これはシュルツやキッシンジャーなど4人の米国の元高官の主張を背景とするものである。またオバマは、冷戦思考に終止符を打つため、国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させるとし、他国もそのよう

にすることを要請している。

オバマ大統領のスタンスは、ブッシュ大統領と正反対であり、単独行動主義ではなく国際協調主義であり、力の政治ではなく国際法に従った政治、特に国際法や国連を重視する方向を示しており、このような状況はNPT再検討会議にきわめて良い影響を与えるものと考えられる。ブッシュ大統領は2005年の再検討会議に協動的に参加する意思を欠いていたため、その会議は失敗に終わっている。

2 NPT再検討会議の議題への早期の合意

2005年の再検討会議は議題を巡って紛糾し、会議が開始されても議題に合意できなかったため、会議は4週間のうち2週間半空転し、実質的議論もなく失敗に終わった。今回は、会議の1年前の2009年5月の準備委員会で議題に合意が達成されており、会議がスムーズに開始され、議論のために十分な時間が確保されることになる。一般に成功と言われている2000年の会議も、会議以前に議題に合意できず、会議の初日に合意している。会議の手続き問題がこのように解決していることは、会議の成功を左右する一つの難関をすでに乗り越えていることであり、この点からも良い状況となっている。

3 核不拡散・核軍縮に関する国連安保理サミットと決議1887

2009年9月にオバマ大統領のイニシアティブにより、核不拡散・核軍縮に特化した安保理サミットが開催された。安保理サミットでこの問題に特化したものは初めてであり、これはオバマ大統領のこの問題への積極的な取組みの表れである。この会合で決議1887が全会一致で採択された。そこでは、核兵器のない世界に向けた条件を構築することを決意しており、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核テロ対応に関する多くの措置が勧告されている。

この安保理サミットはそれ自体が画期的なものであるが、5月のNPT再検討会議に向けた一連の流れのなかで解釈されるべきであり、15国の全会一致の決議であり、特に核兵器国である5常任理事国がすべて合意している内容であるという点が重要である。ただ、核軍縮に関する項目は少なく内容も低いレベルにとどまっている。中心は核不拡散および核テロ対応であり、核兵器国の主要な関心がそちらにあることが明確になっている。

4 核不拡散・核軍縮に関する委員会 (ICNND) 報告書

この委員会は、2008年に豪日政府のイニシアティブにより設立され、ギャレス・エバンスと川口順子元外務大臣を共同議長とし、2009年12月にその報告書『核の脅威の除去：世界の政策決定者のための実際的な議題 (Eliminating Nuclear Threats : A Practical Agenda for Global Policymakers)』を発表した。これは300頁弱のもので、この問題を包括的に分析し、さまざまな提言を行っている。

報告書では、第一段階として2025年までに核兵器の最小化を行い、その後期限は定めないが、核兵器廃絶に向かうことになっている。特に、2010年NPT再検討会議に向けた提言および2012年までに達成すべきいくつかの短期的措置の提言は有益だと考えられる。たとえば、2012年までに、核兵器の唯一の役割は、核兵器の使用または威嚇の抑止であると宣言すること、核兵器を保有しない国に対して核兵器を使用しないという消極的安全保証を与えることなどが提言されている。

II 再検討会議に至る時期における進展

5月の再検討会議が成功するためには、以下のようさまざまな分野における進展が必要であり、そのために十分な努力がなされるべきである。特に以下の分野において進展が見られない場合、上述の楽観的な情勢は大きく後退することになると考えられる。

1 START後継条約の署名および発効

1991年に署名され、1994年に発効した戦略兵器削減条約 (START) は15年の有効期間で、2009年12月5日に失効することになっていた。米ロの両大統領はそれに代わる新たな条約の交渉に合意し、失効する日までに、あるいは年内に条約署名を予定していたが、それまでに条約は作成されなかった。2009年7月の合意では、核兵器を1500-1650に、運搬手段を500-1100に削減するとされている。

最近では95%合意していると報道されているが、検証を巡る問題およびミサイル防衛を巡る問題で対立が続いているものと思われる。この条約の早期の署名、遅くとも再検討会議以前の署名は、再検討会議成功のための絶対条件である。その意味で米ロも会議までには署名に漕ぎつけるものと考えられるが、さらに早期の批准ならびにその後の一層の削減に向けた交渉の継続が望まれる。

2 核態勢見直し報告書

米国国防総省が3月に発表することになっている核態勢見直し (Nuclear Posture Review) 報告書は、米国の今後の核に対する全般的な姿勢を明確に示すもので、その内容は再検討会議をはじめ、今後の核軍縮に大きな影響を与えるものである。2002年のブッシュ政権の核態勢見直し報告書は、戦略核兵器は削減し役割も低下させるものであったが、新たな小型核兵器の開発、地中貫通型核兵器の開発、核実験再開の準備、非核兵器国を含む7カ国への核兵器使用の可能性など、核兵器の役割を増大させるものであった。

オバマ大統領はプラハ演説で、「国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させる」と述べており、核兵器のない世界を目指すとして主張している。これらの考えが今回の報告書の中でどのように具体的な政策として記述されているかが大きな関心事項と

なっている。核の先制不使用や消極的安全保証、さらに警戒態勢解除など核兵器の役割をどのように低下させていくのか、また核兵器の削減をどのように実施していくのかなどが重要であり、これらが再検討会議の議論に大きな影響を及ぼすことは確実である。

3 CTBT批准・発効およびFMCT交渉開始

包括的核実験禁止条約（CTBT）の米国による批准およびその後の発効の問題、さらに兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時の交渉開始と早期の署名という問題は、1995年および2000年の再検討会議で合意されたものであり、その迅速な実施が課題となっている。

CTBTの批准については、オバマ大統領は選挙運動中から最優先事項として強調し、上院の批准を早期に目指すとしてきたが、これまで事態はまったく進展していない。上院での批准のためには100人中67人の賛成が必要であるが、民主党員は59名であるので、8人の共和党員の賛成が必要であるが、当分批准される可能性はない。米国が批准しないことは、署名・批准していない他の国々にも悪影響を与えることになっている。

他方、FMCTについては、2009年にはオバマ効果のお陰で交渉を開始するという合意がジュネーブの軍縮会議（CD）で見られたが、パキスタンが手続き問題で進展を阻害し、実際には交渉は開始されなかった。2010年にはパキスタンがそもそも交渉に反対しており、条約交渉の開始は暗礁に乗り上げており、当分打開の見込みはない。

このように、この基本的な二つの問題でまったく進展が見られないことは、再検討会議に大きな悪影響を与えることになる。

4 北朝鮮およびイランの核問題

北朝鮮の核問題に関しては、オバマ政権が誕生して以来事態はまったく進展せず、逆に悪化している。北朝鮮は2009年4月にミサイル実験を行い、それに対する非難に反発して6者協議からの離脱を宣言し、さらに5月には2回目の核実験を実施し、対決的な姿勢を貫いてきた。オバマ政権は対話と交渉の方針を維持し、12月にはボスワース北朝鮮政策特別代表が訪朝したが、事態はまったく改善していない。

イランの核問題に関しては、再三の安全保障理事会決議を無視してイランはウラン濃縮を継続している。オバマ政権はここでも対話を呼びかけているが成功しておらず、10月に一旦は合意が成立したがすぐにイランはそれを取り消し、ウラン濃縮を継続しさらに高い濃縮の方向に進んでいる。

これら二つの問題は核不拡散体制の今後の進展に大きく関わるものであり、再検討会議までに何らかの進展がみられない場合、それは核不拡散体制そのものの信頼性を傷つけるものとなり、会議に悪影響を与えるものとなる。

5 核セキュリティ世界サミット

本年4月にワシントンにおいて核セキュリティ世界サミットが開催される。この問題はオバマ大統領の最大の関心事項であり、選挙運動中から4年以内に核関連物質の厳重な管理を行うことを最優先課題として主張していた。すなわちテロリストに核兵器が渡るのをいかにして防止するかの問題であり、核テロ対策として考えられている。この側面ではオバマ大統領が強力なリーダーシップを発揮しており、首脳会議において具体的なさまざまな措置を含む文書に合意が見られると考えられる。

その成果が再検討会議で議論され、これが核不拡散政策および核テロ対策政策を強化するものとして評価されると考えられるが、原子力平和利用を阻害するものとして消極的に受け取られる可能性も排除できない。

III NPT再検討会議での議論と期待される成果

会議においては4週間にわたってあらゆる問題が議論されるが、会議を成功に導くためにはどのような議論を行うべきか、またどのような成果が期待されるかについて検討する。

1 三本柱のバランス

再検討会議では核に関するあらゆる問題が議論されるが、会議の成功のためには三本柱、すなわち核不拡散、核軍縮、原子力平和利用がバランスのとれた形で議論される必要がある。2005年の会議では、米国は核軍縮は議論せず、核不拡散のみを議論すべきであると主張したため、多くの非核兵器国の反対を招き会議は失敗に終わっている。オバマ政権は核

軍縮の重要性も認識しているが、ブッシュ政権のように極端ではないとしても、強調は核不拡散と核テロ防止にある。これは逆に核軍縮にどれだけ進展が見られ、また今後の取るべき措置が厳格に規定されるかにも依存するものである。

また再検討会議は過去の条約運用状況を検討するとともに、将来とるべき措置についても検討するが、過去の評価は非難される国の合意を得ることが困難である。この会議はコンセンサス・ルールで運営されるので、過去の検討にこだわるよりも、将来とるべき措置につき議論を集中し、合意を達成する方が建設的であると考えられる。もうひとつ再検討会議で議論となると考えられるのは中東問題であり、これはイスラエルの核をどうするかという問題である。

2 核軍縮措置

核軍縮については、2000年最終文書に含まれる核軍縮のための13項目が出発点となるべきであり、それを修正し、新たな項目を付け加えることで、今後とるべき核軍縮措置について合意が形成されるべきである。安保理サミットで採択された決議1887は、5核兵器国の共通の合意を示すものであるが、核軍縮に関しては極めて不十分なものである。関連条項の数が少ないだけでなく、内容も新たなものは含まれていない。それは前文で、核兵器のない世界の諸条件を構築する決意を表明し、本文でNPT第6条を繰り返しているだけであり、核兵器の削減についても米口の交渉を歓迎しているだけである。CTBTとFMCTも従来と同様であり、消極的安全保証や非核兵器地帯にも新しい内容は含まれていない。

新たな合意は、核廃絶への明確な約束を核兵器のない世界との関連で再確認し、核削減については米口のみならず5核兵器国による協議の開始、CTBTとFMCTへの一層厳格な言及、核兵器の役割を低下させる具体的措置の採用、消極的安全保証の強化などさまざまな措置をできれば一定期間内に実施するよう勧告すべきであろう。

3 核不拡散措置

まず核不拡散条約の強化として、条約義務の完全な履行を要請し、違反国に対しては厳重な対処がとられること、違反問題は安全保障理事会に持ち込まれることが必要であり、脱退国に対しても脱退以前

の義務の履行や以前の援助の返還などを要求することが議論されるであろう。また国際原子力機関(IAEA)の強化策として、IAEAの権限および予算を増加すること、追加議定書を標準とし、あるいは輸出の条件とすることなども議論されるであろう。さらに北朝鮮およびイランにどう対応すべきかも重要な議題となる。

さらに核テロ対策としては、関連条約への加入の要請、安保理決議1540の完全な履行、核セキュリティの強化、違法な核関連物質の輸送の阻止、輸出管理の強化などが議論されるであろう。

4 原子力平和利用

ここでは核燃料サイクルへの多国間アプローチが議論され、濃縮や再処理を個々の国家が行うことを制限する方向が議論される。第4条で原子力平和利用はNPT締約国の譲り渡すことのできない権利と定められているが、それは第1条と第2条に従うことが条件となっており、最近では第3条にも従うことが要請されている。

このような状況において、新たな核不拡散措置は原子力平和利用の権利を制限する一般的な傾向をもつが、それは第1、2、3条に従うべきことから当然と考えられるのか、あるいはそれを超える新たな義務と考えられるのか、先進国と開発途上国との間で見解の相違があり、それをどう乗り越えるかが大きな課題となっている。この問題は実際に原子力平和利用が阻害される側面が一部ではあるが、多くの場合実際の問題ではなく、核兵器国は核軍縮の義務を果たさないにもかかわらず、新たな核不拡散義務を開発途上国に課すことに対する批判という原則の問題でもある。これは核兵器国が核軍縮を進めることにより緩和される可能性がある。